

世田谷区の子どもの貧困対策(大枠の方向性)

27.11.05

区における子どもの貧困対策の位置づけ、取組みの方向性

子どもの貧困率
16.3%

大人が一人の世帯54.6%

★年々悪化傾向

★所得格差の拡大

【国】位置づけ：昨年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、昨年8月「子供の貧困対策大綱」、本年8月「施策の方向性」

【区】位置づけ：「子ども計画（第2期）」

区の状況

- 子ども数は増加
- 0歳から5歳；毎年1,000人
- 児童扶養手当等受給者の増加

危機感

・貧困の未然防止
・連鎖の防止

区の実施方針

- 総合的な推進
- 基盤の整備
- 28年度重点施策
子ども等（ひとり親、生活保護、生活困窮及び同じスタートラインに立つのは容易でない児童養護施設等の退所者）へ「学びや居場所の支援」を行う

平成28年度 重点施策

学びや居場所の支援

世帯の所得や家庭環境にかかわらず、将来を切り拓くための生き抜く力を身につけるため、学ぶ意欲と能力のある全ての子ども等に対し、学びの環境整備や居場所の確保を実施する

- 学習支援の充実
- 食事の提供などを行う居場所づくり
- 児童養護施設退所者等に対する給付型奨学金

など

子ども等に対する直接的支援

基盤整備

支援につながる

子どもの貧困対策について切れ目なく支援するため、ひとり親家庭等、支援が必要な世帯に各種の支援サービスや適切な相談窓口等の情報提供を行い、区の相談窓口や利用者支援事業等から行政の支援につなげる仕組みを整えるとともに、各種の相談機関、相談機能の支援の水準向上を図る

- 相談窓口や相談内容の周知の強化
- 各種の相談機関、相談機能の連携強化
・子ども家庭支援センター、ぷらっとホーム世田谷、スクールソーシャルワーカー、利用者支援事業、地域包括ケア等の連携強化

生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう、対人関係の持ち方や社会参加の機会等に向けた生活の支援を実施する

仕事の支援

労働によって、一定の収入を得て、生活の安定を図るとともに、働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶ意義につなげるため、仕事の支援を実施する

住まいの支援

児童養護施設退所者等への住宅支援等、住まいの支援を実施する

親に対する支援を通じた子どもへの支援

※ 今後、支援策の具体化を進めるとともに、国の来年度予算等を踏まえ、必要な対応を図る

子ども計画（第2期）における位置づけ

- 子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備していくことが重要。子どもの貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない支援が必要
- 子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識を醸成
- 国の調査では子どものいる現役世帯のうちひとり親家庭を含む大人が一人の世帯の貧困率が54.6%となっていることから、特に、ひとり親家庭の子どもや生活困窮状況にある生活保護世帯の子どもへの優先的な支援を講じるよう求められている
- ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもは、塾に行きたくても経済的な理由で行くことができなかつたり、聞きたくても近くに聞く人がいないなど、学習環境の課題を抱えている
- ひとり親家庭の貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、子どもへの支援と同時に親への支援を講じる必要がある